

定 款

公益財団法人亀岡市都市緑花協会

公益財団法人亀岡市都市緑花協会 定款

目 次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 資産及び会計（第6条～第11条）
- 第3章 評議員及び評議員会
 - 第1節 評議員（第12条～第16条）
 - 第2節 評議員会（第17条～第25条）
- 第4章 役員及び理事会
 - 第1節 役員（第26条～第32条）
 - 第2節 理事会（第33条～第40条）
- 第5章 事務局（第41条）
- 第6章 顧問（第42条）
- 第7章 定款の変更、合併及び解散等（第43条～第47条）
- 第8章 情報公開及び個人情報の保護等（第48条～第50条）
- 附 則

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、公益財団法人亀岡市都市緑花協会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府亀岡市に置く。

（目的）

第3条 この法人は、亀岡市の緑地の保全及び緑化の推進に係る事業を行うことにより、亀岡市における都市緑化を推進し、「花」と「緑」にふれあう場や、身近な暮らしの中の「花」と「緑」を創出し身近に感じ親しめるよう心豊かな生活環境を支えるとともに、緑化啓発活動の発信と交流を図り、もって、亀岡市の『緑ゆたかな潤いと安らぎのある街づくり』の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）街路・都市公園・公共施設等の緑花木及び施設の維持・管理事業、それに伴う剪定枝のチップ化・落葉の腐葉土化等、循環型社会の構築に向けた緑のリサイクル資材の活用推進事業

- (2) 都市緑化・緑地保全を推進するための講演会、講習会、展示会、コンクール等の緑化推進普及啓発事業
- (3) 都市緑花基金の造成、管理・運用事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 補助金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第7条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号の財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 理事会で、基本財産に繰り入れることを決議した財産
- (3) 別表に掲げる財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理及び運用)

第8条 この法人の資産の管理及び運用は、適切かつ効率的に行うことを旨とし、この定款に定めるもののほか、理事長が管理しその方法は理事会の決議を経て定める。

2 基本財産及び運用財産のうち都市緑花基金として積み立てたものは、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

3 第4条第3号に規定する基金の造成、管理及び運用に関する事項については、業務方法書をもって定め、理事会及び評議員会の決議を得るものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画及び収支予算並びに資金調達及び施設投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員等名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第12条 この法人に、評議員5名以上14名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(選任等)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員長は評議員会において選定する。

4 評議員はこの法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権限)

第14条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、第12条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第16条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、別に定める理事・監事及び評議員の報酬に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 役員及び評議員の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の通知を発しななければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、法令又はこの定款で別に定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事又は監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第24条 理事長が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみな

す。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長が記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事5名以上12名以内とする。

(2) 監事2名以内とする。

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とし、理事長を代表理事、常務理事を業務執行理事とする。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他、これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定める事務専行規程により、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長及び常務理事は、毎事業年度ごと4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の調査をすることができる。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(解任)

第31条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により、これを解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事長及び常務理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める理事、監事及び評議員の報酬に関する規程による。

第2節 理事会

(設置)

第33条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款で別に定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第39条 理事長が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

第5章 事務局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会において別に定める規程による。

第6章 顧問

(顧問)

第42条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に答え意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条、第4条及び第13条の変更については、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の決議を経て変更することができる。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、京都府知事の認定を受けなければならない。
- 4 定款の変更を行った場合には、延滞なく、その旨を京都府知事に届け出なければならない。

(合併等)

第44条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の決議により、他の一般社団・財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめその旨を京都府知事に届け出なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 前項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめその旨を京都府知事に届け出なければならない。

第8章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める情報公開規程による。

(公告)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第

- 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の、最初の理事長は、美馬義晴とする。

附 則

平成 29 年 4 月 12 日 第 32 条一部改正

別表 基本財産（第7条関係）

財産種別	場 所・物 量 等
土 地	京都府亀岡市吉川町穴川背戸田 24 番 3 宅地 7.08 m ²
土 地	京都府亀岡市吉川町穴川背戸田 29 番宅地 1,028.09 m ²
土 地	京都府亀岡市吉川町穴川背戸田 30 番 2 宅地 321.43 m ²
建 物	京都府亀岡市吉川町穴川背戸田 29 番 床面積 249.48 m ²